

登記官 本田哲郎

高松法務局

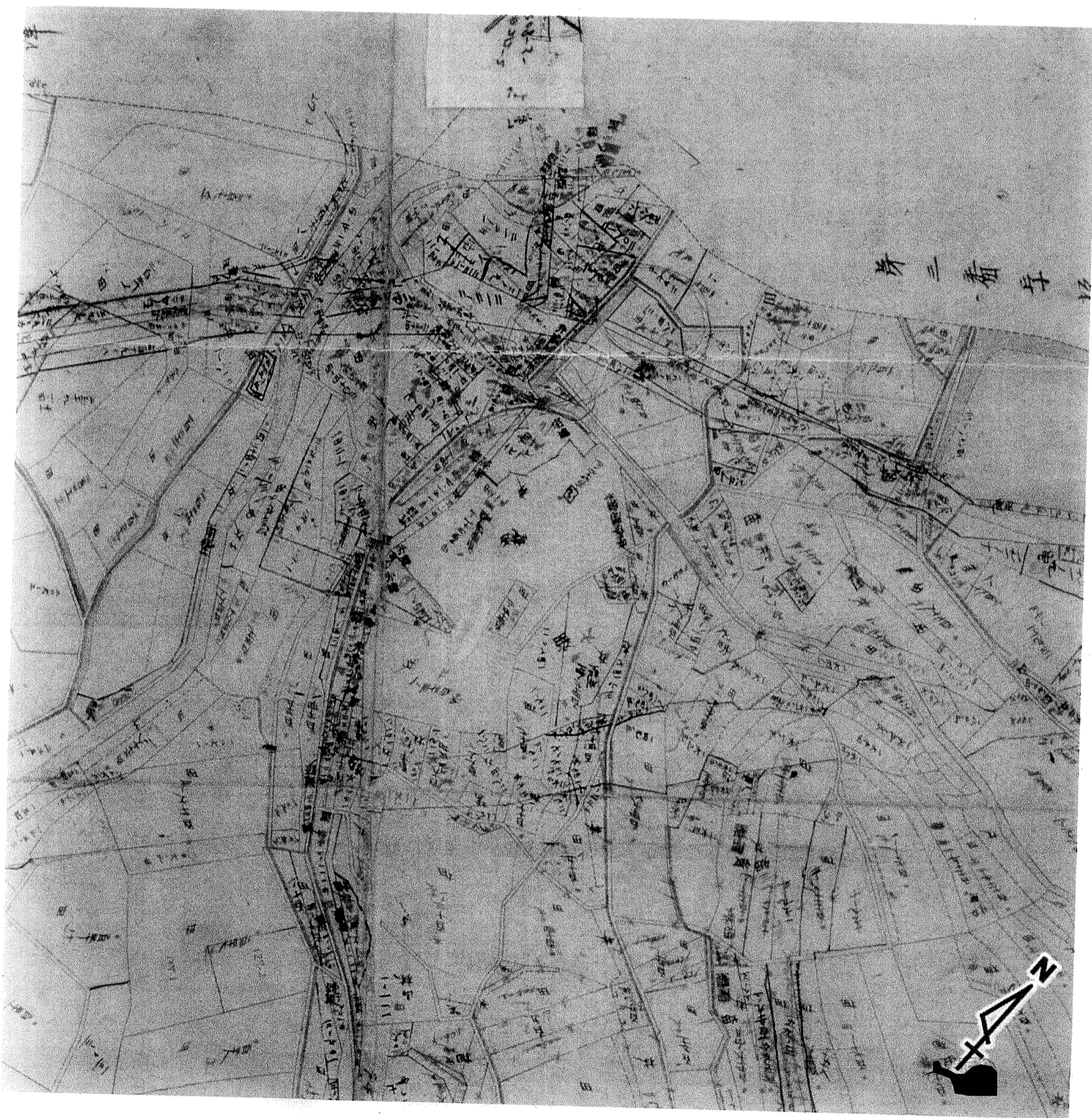
用印

平成23年3月1日

これは閉鎖された地図に準ずる図面の写しである。

縮尺	1/1200	補記事項	所在は、高松市 国分寺町福家に變更しています。			
請求部分	所在	香川県 高松市 山内村福家 鶴生	地番	甲140		

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。





本図は原本の写しに相違ありません

平成22年12月21日

12月24日

これは閉鎖された地図に準ずる図面の写しである。

高松法務局

登記官 本田哲郎



公用

縮尺	1/1200	補記事項	所在は、高松市 国分寺町福家に変更しています。		
請求部分	所在	香川県 高松市 山内村福家 鶴生	地番	甲190-2	

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

